

公共ホール音楽活性化支援・文化庁連携事業実施に際しての留意事項

本事業は、文化庁が実施する「文化芸術による子供の育成事業（芸術家の派遣事業）」との連携事業となっており、学校を対象として実施するアウトリーチへのアーティストの派遣に係る経費（ピアノ調律のみ地域創造が助成）については文化庁の助成を受け、その後ホールにおいて実施する公演（有料コンサート）に係る経費については地域創造の助成を受けていただきます。そのため、助成の申請を地域創造及び文化庁の双方に対して行わなければなりません。（文化庁が実施する「平成 28 年度文化芸術による子供の育成事業（芸術家の派遣事業）」募集案内は、10～11 月を目処に発出されますので、そちらをご確認ください。）

【実施申請等について】

- 1 申請の際は、別記様式Ⅱ(2)「計画書」及び参考提出のⅡ(3)「おんかつ支援アーティスト出演依頼票」は出来るだけ具体的な内容を書いてください。
派遣事業（アウトリーチ）では、コミュニケーションを重視するため、少人数を対象とした実施を基本としています。
- 2 地域創造からの内定が出てからマネジメントに連絡をし、アーティストへの出演依頼を行ってください（様式Ⅱ(3)「おんかつ支援アーティスト出演依頼票」）。また、文化庁への助成申請は、アーティストが確定した後に行ってください。並びに、地域創造に対しても実施計画書（様式Ⅱ(4-1)）及び事業収支予算の内訳（様式Ⅱ(4-2)）を提出してください。この計画書を受けて、助成内容を決定します。

【審査内容について】

要綱の条件を満たしているか（原則として市内のすべての小学校または中学校を対象に実施しているか。派遣する演奏家がおんかつ支援登録アーティストになっているか。）、また、申請時に提出していただく「計画書」の中で、5 年計画がしっかり組み立てられているかを審査します。

【事業内容について】

- 1 コーディネーターは派遣いたしません。おんかつで培っていただいたノウハウを活かして、企画を進めて下さい。
- 2 出演契約は実施団体とマネジメント（アーティスト）の二者契約です。出演料のお支払い等も実施団体から直接マネジメント（アーティスト）にさせていただきます。
- 3 助成対象経費の限度額を 100 万円とし、支援 1 年目～5 年目まで要綱に定めた助成率において助成額を決定します。